第二千八百七十二号

十二月十九日

平成十九年

右 期日等..... 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の 公開...... 青森県海面漁業調整規則による聴聞の期日における審理の 二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間、 選挙管理委員会 告 目 同 示 次 採用試験の (水産振興課) ... 振市 同 興町 課村 ) :: ==

쏨 示 て得た数とを合算して得た数) ...... る数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じ 数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超え

事

務

局 ::

青森県告示第八百五十七号

定により告示する。 自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条及び第百十七条第一項 自衛官の平成十九年度第四次募集期間、採用試験の期日等を次のとおり定めたので、 (第百十八条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。) の規 |等陸士、二等海士及び二等空士として採用する陸上自衛官、海上自衛官及び航空

(

月十七日 (日)平成二十年二 試験期日 募集期間 通受 知付 後に 開始時刻 平成十九年十二月十日から平成二十年二月八日まで 五 青森市大字浪館字近野四 野官地八戸市大字市川町字桔梗 位 試 置 験 陸上自衛隊八戸駐屯地 陸上自衛隊青森駐屯地 名 場 称

青森県告示第八百五十八号

十一号) 第八条第一項の規定により次のとおり公示する。 手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則 (平成六年九月青森県規則第五 項の規定により聴聞の期日における審理を公開するので、行政手続法及び青森県行政 青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)第五十一条第三

平成十九年十二月十九日

当事者並びに聴聞の期日及び場所

青森県知事

Ξ

村

申

吾

	1+ 1	
谷清	は、その代表氏名又は名称	当
水	者の氏名の氏名の氏名	事
五二の一字奥戸字館 ノ上 下北郡大間町大	住	者
十午一平 分前月成 十十二 時七十 三日年	期日	開の開調
一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	場	期日及び場所
室棟	所	

= 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

青森県海面漁業調整規則第七条の規定により漁業の許可を受けた船舶に対する同

平成十九年十二月十九日

青森県知事

Ξ 村 申

吾

(

Ξ 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

1 青森県農林水産部水産局水産振興課

所在地 青森市長島一丁目一の一 (担当 漁業管理グループ 電話〇一七) 七三四

九五九三)

2

青森県告示第八百五十九号

おり公示する。 関する規則 (平成六年九月青森県規則第五十一号) 第八条第一項の規定により次のと 項において準用する同規則第五十一条第三項の規定により聴聞の期日における審理を 公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に 青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)第五十三条第三

平成十九年十二月十九日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

## 当事者並びに聴聞の期日及び場所

中県一市 会庁の長 議西一島 室棟	八青丁青 階森目森	一 時七十 日年	午一平 後月成	- 八の間字 大間字 八八 八八 平 大間 平 大間 平 大	三字下		義	正	池	菊
所	場	日	期	住	7	の氏名にあっ	表称者及	の代表	そ又のは	は氏
び 場 所	日 及	聞 の 期	聴	者		事		_	当	

一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項 青森県海面漁業調整規則第五十三条第一項の規定による無許可の船舶に対するて

1

青森県農林水産部水産局水産振興課

2 所在地 青森市長島一丁目一の一

(担当 漁業管理グループ

電話〇一七

七三四

九五九三)

聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

規則第五十一条第一項の規定によるてい泊命令

青森県選挙管理委員会告示第百十五号

学 管

理

委 員

七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十 治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第 を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を、 三分の一の数 (その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一 二号) 第八条第二項において準用する場合を含む。) の規定により次のとおり告示す 六条第四項 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和三十一年法律第百六十 平成十九年十二月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び 地方自

平成十九年十二月十九日

ಶ್ಠ

青絲県選挙管理委員会委員長 Ш 村

能

人

県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に **県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 (その総数が四** 二三、五八六 人

三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に **県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 (その総数が四** 二六三、二二五

人

Ξ

東津軽郡選挙区 八、三八五 人

西津軽郡選挙区

北津軽郡選挙区

南津軽郡選挙区 二、二〇五 八、五五九 人 六、九六六 人 八、五五九 人

上北郡選挙区 二九、二五八

三戸郡選挙区 二、二〇五

平川市選挙区 上和田市選挙区 三沢市選挙区 三沢市選挙区 本つ市選挙区 をつがる市選挙区 をつがる市選挙区 をつがる市選挙区 をつがる市選挙区

 二、八
 二、六
 五、八
 二、六
 五、八
 二、六
 九二
 二、六
 九二
 二、六
 九二
 二、六
 九二
 二
 二、六
 九二
 二
 二、六
 九二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行